

陳 情 文 書 表

受理番号	30第13号	受理年月日	平成30年11月7日
陳 情 者			
件 名	別居・離婚後の児童虐待等を防止する運用・法整備を求める陳情		

【陳情の趣旨】

我が国は、「児童の権利条約」（1994年）を批准しており、第9条3では「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。

2014年には、ハーグ条約も批准しており、「条約加盟国は子どもの利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。これらを解決するため、この主旨に沿う条約を締結するとともに、下記の条項に同意した。」とあり、国際間の子どもの連れ去りは禁止されましたが、一方、国内での子どもの連れ去りはいまだ容認されています。

国内においては、2012年には民法も改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と初めて、共同養育・面会交流・養育費に関して、明記されました。

しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、面会交流を取り決めないでも受理され、連れ去り側の親の一方的な自己都合により、連れ去られた親との親子関係が不当に断絶させられ、面会交流の拡充が遅々として進んでいないのが、現状です。

こうした状況を受け、2014年3月以降、国会では超党派議員70名以上が参加し、「共同養育支援議員連盟」が設立され、法制化への検討が進められておりますが、実現にはいたっていません。こうしている間にも、日本国内での子どもの連れ去りによる親子断絶は現状も後を絶たず、世界各国からも深刻な児童虐待及び人権侵害問題とされており、日本人だけでなく、外国人も含めて、近年は毎年約20万人が親子断絶の犠牲になっています。

こうした日本の対応の遅れに対し、2018年3月から4月にかけて、在京26か国EU大使館は法務大臣あてに日本に連れ去りをやめるように記載した書簡を送付しています。

また、アメリカは、本年6月に日本を「ハーグ条約不履行国」に認定しました。

このように、日本は世界中から子の連れ去りによる拉致をやめるように言われて続けているにも関わらず、本年6月には東京都目黒区で当時5歳の結愛ちゃん

が遺言で残した「パパママいらん、元パパが良かった」といったように、実父実母に子ども達が会えずに両親から児童虐待され、優しくった元パパに会えずに殺されてしまう児童虐待の事件が起きてしまいました。そして日々、子連れ去った、同居親による児童虐待は後をたちません。

これら原因は、裁判所が継続性の原則のみを根拠とし、連れ去りを先にした同居親が、子どもの監護権や親権を奪取できると決定をしているからにほかなりません。家庭裁判所が親子断絶と家族崩壊の苦しみを生み出し、その結果、目黒区の結愛ちゃんのように、同居親から虐待を受ける事件が多発しており、また、別居親が子どもに会えない苦しみから自ら命をたつまでに追い込まれるといった、極めて悲惨な状況を作っています。

こうした状況を鑑み、2018年7月、法務省が来年度から共同親権の検討を始めるとの動きがありますが、検討開始時期の加速と、法律の制定だけでなく、運用として、今すぐにできることを前倒しで実行し、2020年東京オリンピック開催までには、日本が開催国として親子断絶を廃絶し、子供達が両親から最大限の愛情を享受できる国にすべきです。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで、別居・離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなり、別居・離婚後の児童虐待と人権侵害を防止し、夫婦協力して子育てができるように、早い時期から共同養育・共同親権を支援できるように、運用及び法律を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関に提出して下さい。

【陳情事項】

目黒区において、子ども達への児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある共同養育及び面会交流が可能となるよう速やかに運用・法整備を講じるよう国の関係機関に意見書を提出して下さい。

別居・離婚後の児童虐待等を防止する法整備等に関する意見書

我が国では、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子の連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶ちません。一方の親が、同意なく他方の親に不当に子ども連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しさの余り自殺する親も相次いでいるのが現状です。一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待、著しい人権侵害とされ、直ちに元の居住地に子連れ戻すのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性のみを重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している実態を法的に追認していることから、悲劇が生じています。子どもは、同居親・別居親双方から愛情と養育を受け続けることが子供の健全な発達にとって好ましく、長期的に

「子ども最善の利益」に資することとなることから、別居・離婚による悲惨な親子関係の断絶状態を解消し防止するため、以下の5点を盛り込む運用・法整備と関連する諸施策の拡充を求めます。

1 フレンドリーペアレントルール（寛容性の原則）の導入

裁判所は、監護者・親権者を決定する際は、子の連れ去り勝ちとなる「継続性の原則」を廃止し、「寛容性の原則」即ち、フレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールを速やかに採用する。

2 共同養育・面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、親子が常時連絡がとれることと、会いたい時に会えるように共同養育及び面会交流の支援・拡充を図ること。

3 子供の連れ去りの禁止

同意なく子供を連れ去った場合には、子供を速やかに元の場所に戻し、子供の養育について話し合うこと。子供を速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子供を連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

4 共同養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。子供と離れて暮らす親に共同養育・面会交流を義務化すること。

5 DV法の運用改善

DVの判断は、被害を申し立てた者の主観的な意見を行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務付け証拠主義とする。特に精神的DV主張については、双方の主張をきちんと聴取し、客観的な基準による専門家の確認の手順を加える。親権・監護権の獲得等を目的とする「ねつ造DV」は、悪質な行為と認定し罰則を強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。